

# 丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和4年3月28日(月)  
午後1時30分～午後2時30分  
場 所 市役所3階 303・304会議室

## 2 出席委員

委員	徳永秀文
委員	土方実加
委員	松岡 舟
委員	福田康知
教育長	金丸真明

## 説明のため出席した者

教育部長	七座武史
総務課長	吉野隆志
学校給食センター所長	小松昌徳
文化財保存活用課長	東 信男
総務課副課長	高倉鋭悟
学校教育課副課長	横山友亮
幼保運営課副課長	満尾晶子
幼保運営課指導主事	大田美絵
生涯学習課長	田中壽紀
生涯学習課副課長	高木和弘
社会教育委員の会会長	進 和彦

書 記 総務課庶務担当長 富士川美由紀

3 傍 聴 なし

#### 4 議 題

- 報告第 26 号 令和 3 年度丸亀市教育委員会表彰者の追加について
- 報告第 27 号 丸亀市立就学前教育・保育施設における医療的ケア児受入れに関するガイドラインの策定について
- 報告第 28 号 専決処分の報告について（情報公開）
- 報告第 29 号 専決処分の報告について（退職者）
- 報告第 30 号 専決処分の報告について（人事異動及び新規採用者）
- 議案第 41 号 丸亀市放課後留守家庭児童会条例施行規則の一部改正について
- 議案第 42 号 学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の委嘱について
- 議案第 43 号 丸亀市学校評議員の委嘱について
- 議案第 44 号 第 4 次丸亀市生涯学習推進計画について
- 議案第 45 号 丸亀市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

#### 5 報告事項

- 教育委員会承認「共催・後援」の状況
- 丸亀げんきっ子夢プランについて

#### 6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。土方 実加委員、福田 康知委員

#### 7 議事の概要

---

午後 1 時 3 0 分 開会

---

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、報告第 28 号を非公開と決した。また、報告事項の審議後に非公開議事を行うことを委員全員了承した。

##### 報告第 26 号 令和 3 年度丸亀市教育委員会表彰者の追加について

〔総務課長〕

令和 3 年度丸亀市教育委員会表彰者の追加につきましては、12 月、1 月及び 2 月定例教育委員会において報告した教育委員会表彰の被表彰者について、学校等から追加推薦があり、丸亀市教育委員会表彰規程に基づき令和 4 年 3 月 18 日に表彰審査会を開き、被表彰者を追加決定したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 1 項に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

## 報告第 27 号 丸亀市立就学前教育・保育施設における医療的ケア児受入れに関するガイドラインの策定について

〔幼保運営課指導主事〕

「丸亀市立就学前教育・保育施設における医療的ケア児受入れに関するガイドライン」について説明する。令和 4 年 3 月、「丸亀市立就学前教育・保育施設における医療的ケア児受入れに関するガイドライン～共に育ち合う教育・保育のために～」を策定した。今年度 4 月に福祉課より医療的ケアの必要なお子さんの入園に関する問い合わせ、相談があった。幼稚園では、医療的な行為ができないので、体験入園ということで園に来ている。そのような中、令和 3 年 6 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、9 月より施行となったことから、ガイドラインを作成することになった。高松市や大阪市などのガイドラインも参考にした。市立の就学前教育・保育施設での対応が求められる医療的ケア児の受入れにあたり必要となる基本的事項や留意事項を体系化することで、保護者や教職員の共通認識・相互理解を深め、当該施設の安全で円滑な運営を図ることができるようガイドラインを作成しましたことから、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 1 号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。

〔委員〕

今回は希望者があり、体験で練習をして、受入れできそうかの判断や話し合いを進めていくことができたが、今後も同じようにあらかじめ体験をして、受入れの可否を判断するのか。

〔幼保運営課指導主事〕

今後はガイドラインに基づいて、まずは主治医に意見をいただいて、集団生活の中で受入れ可能であるということであれば、幼保運営課で個別の協議会を開き、園医や園長、看護師など関係者に参加してもらい、受入れの可否を判断する。受入れが可能であれば、どのように園で医療的ケアをしていけばよいかという指示書を主治医に出していただくということで進めていく。

〔委員〕

主の看護師は何時から来て、だいたい同じ人が見てくれるのか。

〔幼保運営課指導主事〕

今は試験的に外部から来ていただいている。基本的に同じ看護師に来ていただき、その看護師が休みのときに、替わりがすぐに見つければその人にもお願いしたいと思うが、すぐに見つかるかは難しいところである。子どもや保護者との信頼関係も大事なので、同じ看護師で安心してお任せできる人に見ていただきたい。

〔委員〕

小さい子たちなので、チューブなどに興味を持って、取りに行ってしまうなどのリスクがあると思うが、看護師はずっとついているのか。

〔幼保運営課指導主事〕

想定しているのは、1日5時間くらいである。今は、午前9時から午後2時まで試験的に来ていただいている。子どもの様子で時間を前後するなど、派遣会社と相談しながら少し融通が利くようお願いしている。

〔委員〕

それ以外の時間はみんなと一緒にいるのか。

〔幼保運営課指導主事〕

今は人数が少ない園で受入れをしており、その間は担任だけではなく、園長や教頭、担任補助など、誰かが見ている。

〔委員〕

加配までは考えていないのか。

〔幼保運営課指導主事〕

今のところは週2回なので、加配の職員ではなく、看護師で考えている。

**報告第29号 専決処分の報告について（退職者）**

**報告第30号 専決処分の報告について（人事異動及び新規採用者）**

〔総務課長〕

専決処分の報告につきましては、令和4年3月31日付退職者並びに令和4年4月1日付人事異動及び新規採用者について3月25日に教育長専決を行ったので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

#### **議案第 41 号 丸亀市放課後留守家庭児童会条例施行規則の一部改正について**

〔総務課長〕

丸亀市放課後留守家庭児童会条例施行規則の一部改正につきましては、市民の負担軽減や利便性向上を図るため、申請様式における押印廃止の見直しを行うとともに、利用承認通知書等の決定者が教育長であることを明確にするなど、様式における所要の改正を行うものである。

特になし

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

#### **議案第 42 号 学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の委嘱について**

〔学校教育課副課長〕

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の委嘱につきましては、現在委嘱している学校（園）医（内科・眼科・耳鼻科）、学校（園）歯科医、学校（園）薬剤師及び産業医の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了しますので、丸亀市医師会、綾歌地区医師会、丸亀市歯科医師会、丸亀市学校薬剤師会からの推薦に基づき、新たに令和 4 年 4 月 1 日から 2 年間、委嘱したいのである。

〔委員〕

飯山中学校の歯科医が変更したのはどういう理由か。

〔学校教育課副課長〕

丸亀市歯科医師会の推薦に基づいてのことなので、理由は分かりかねる。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

#### **議案第 43 号 丸亀市学校評議員の委嘱について**

〔幼保運営課副課長〕

丸亀市立学校評議員の委嘱につきましては、丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則に基づき委嘱されている現在の評議員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、幼稚園長の推薦を受けた者を、新たに令和 4 年 4 月 1 日から 1 年間、評議員として委嘱したいのである。

〔教育長〕

城坤コミュニティセンターの所長が替わり、新しい所長が学校評議員になったが、所長でなくてもかまわないのか。そういうふうに決めているのか。

〔幼保運営課指導主事〕

決めているわけではない。園長の推薦で、引き続きコミュニティセンターの所長にお願いするものである。

〔委員〕

こども園には学校評議員はいないのか。

〔幼保運営課指導主事〕

こども園にも学校評議員はいる。こども園は市長に推薦書を提出する。

〔委員〕

どういう理由で教育長ではなく市長になるのか。

〔総務課副課長〕

保育所とこども園は本来、市長部局の業務になる。丸亀市は補助執行でこれらの業務を幼保運営課が行っているが、教育委員会で決定する内容ではないので、市長となる。

〔委員〕

保育所にも学校評議員がいるという理解でよいか。

〔幼保運営課指導主事〕

保育所には学校評議員はいない。こども園は、法律に基づく学校なので、学校評議員がいる。

〔委員〕

毎年、指導訪問で幼稚園やこども園に行くので、学校評議員が誰かということは情報として必要な場合があると思う。次の機会がいいので、教えていただきたい。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

## 議案第 44 号 第 4 次丸亀市生涯学習推進計画について

〔生涯学習課長〕

第 4 次丸亀市生涯学習推進計画につきましては、令和 3 年 12 月定例教育委員会にて承認いただいた「第 4 次丸亀市生涯学習推進計画（案）」について、パブリック・コメントを実施したうえで、令和 4 年度から令和 7 年度を対象とする「第 4 次丸亀市生涯学習推進計画」を策定したので、教育委員会の承認をお願いするものである。

当該議案資料として提出しているパブリック・コメントの実施結果から説明させていただく。計画（最終案）のあとに付けている「第 4 次丸亀市生涯学習推進計画（案）に関する意見の概要と市の考え方」の資料をお開きいただきたい。

パブリック・コメントについては、令和 4 年 1 月 14 日から令和 4 年 2 月 15 日の期間、所定の公共施設に計画案を配置するとともに、市ホームページからの閲覧により、意見の募集を行い、2 名の方から 2 件の意見の提出があった。

1 番目の意見を要約すると、具体のネットショッピングサイトの運営を通して得られる知見や戦略を、地域における質の高いビジネス教育として活用し、このことを通じて少子高齢化や高度情報化社会などの現代的課題に対応しているノウハウを実践的に身に付け、地域の教育力向上やコミュニティの活性化につなげる提案であった。それをコミュニティスクールと関連づけての提案であった。教育委員会で考えているコミュニティスクールとは少し観点が違うというところもあったので、教育委員会が考えているコミュニティスクールとはどういったものを 2 段落目で説明をする文言を入れたうえで、3 段落目にあるとおり、当該計画におけるコミュニティスクールの中で、提案にあるようなネットショッピングサイトの運営を通じた実践的なビジネス教育の実現については、難しいことを申し上げている。そのうえで、身近な職場体験を通じて、キャリア形成に興味をいだかせるよう努めていくということで、回答している。

一方の社会教育面の回答としては、その後ろの段落で回答しているが、提案の内容は講師人材等が課題となり、市が主導するには難しい面があるので、市としては社会貢献として協力いただける企業等と連携した提案講座等において、提案にあるような ICT の活用などキャリア形成につながる講座等の企画を検討するというので、当該生涯学習計画案に示している具体的な取組で対応するような回答としている。

次に 2 番目の意見については、不登校やコロナ禍で学習機会を失った子どもたちの学びを保証するために、柔軟な制度や教育機関の運営と、NPO 等とゆるやかに連携した居場所の提供で、それらの居場所での出席認定やテストの態勢の整備といった意見だった。学校現場における制度運営に関する部分は、生涯学習推進計画の範囲外となるが、次のページで、一律の制度対応等では難しいところがあるとお示したうえで、まずは学校にご相談いただくことで、スクールカウンセラー等の専門家や関係機関と連携し、個々の状況を踏まえた個別の対応ができるよう、相談体制の充実を図っていくとの回答を入れている。

一方で、社会教育面での回答として、NPO 等による居場所の提供という観点に関して、当該計画「具体的施策⑮」において、地域の教育資源（人や場所など）を活かした学習・体験活動や子どもの居場所づくりを支援することとしているので、市として当該施策を進めていくということで、回答している。こちらも生涯学習推進計画案に示す、具体的な取組で対応する。

従って、生涯学習推進計画の範疇については、計画案に盛り込んでいる取組で対応できることから、パブリック・コメントによる計画の修正対応は必要ないものとして、当該計画最終案を提出している。

続いて、当該計画の策定に携わっていただいた社会教育委員を代表して、進会長より、これまでの策定経過の報告をさせていただきます。

〔社会教育委員の会 会長〕

今年度に入り策定を進めていた「第4次丸亀市生涯学習推進計画」については、令和3年5月10日開催の今年度第1回目の社会教育委員の会を皮切りに、令和4年2月21日開催の会議まで、計7回にわたる議論の経過を経て、第8回の社会教育委員の会において、全委員出席の下、提案された最終案を了承したことを、まずは報告する。

第8回の社会教育委員の会においては、当該計画案に関するパブリック・コメントの結果も確認したが、社会教育に関する基本方針となる当該計画について、パブリック・コメントによる修正は必要ないものとして、提案内容を了承した。

従って、昨年12月27日開催の12月定例教育委員会において、事務局の生涯学習課より説明している内容から、当該計画の主だった部分の内容変更はなく、写真やイラストの追加といった体裁を整える作業のみ行い、本日教育委員会に諮るものである。

先の教育委員会の説明のとおり、当該最終案は、令和4年度を初年度とし、令和7年度末までの4年間の社会教育方針として、丸亀市教育大綱も踏まえながら、当該計画の基本理念である「多様な学びでつながる ひと・まち・未来」の実現に向けて、「多様な学びのための環境づくり」「学びでつながり、学びを活かすまちづくり」「まち全体が学校となる環境づくり」の3つを基本目標として、その目標の下に7つの基本施策を定め、教育委員会ならびに市長部局の関係部署により、この4年間は18の具体的施策を実施することとしている。

本日、当該計画最終案をご了承いただき、新年度より各種施策を鋭意展開いただきたい。

〔生涯学習課長〕

以上のとおり、策定に係る経過を踏んだ。本日、当該計画のご承認をいただきたい。また、当該計画は、毎年度教育委員会に諮っている社会教育方針に変わるものとなる。当該計画をもって令和4年度から令和7年度までの社会教育方針とするので、ご承認いただきたい。



特になし

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

#### **議案第 45 号 丸亀市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について**

[学校給食センター所長]

丸亀市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正につきましては、学校給食を提供するに際し申込者に確認が必要な事項について、申請・届出時に報告していただくことができるよう、様式における所要の改正を行うものである。

特になし

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

### 8 報告事項

#### **教育委員会承認「共催・後援」の状況**

[総務課副課長]

今回の承認の期間は、令和 4 年 2 月 8 日から 3 月 11 日までで、5 件の後援申請があり、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから、承認済みである。いずれも継続のものである。

特になし

#### **丸亀げんきっ子夢プランについて**

[幼保運営課指導主事]

「丸亀げんきっ子夢プラン」について説明する。

平成 26 年 3 月に策定した「丸亀げんきっ子夢プラン」を令和 4 年 3 月に改訂することになった。平成 24 年 8 月に、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現することを目的とした「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、子どもや子育て支援の新たな制度が創設されたことを受け、丸亀市では、平成 26 年 3 月に、乳幼児期の子どもの成長を支える一つの施策として、就学前の子どもがどこの施設に在籍していても健やかな成長のための適切な環境が確保され、等しく質の高い教育・保育を受けられるようにしていくことが重要と考え、それぞれの施設で実践していくもとなる幼稚園・保育所の枠を超えた共通の就学前教育・保育のプランを策定した。幼稚園と保育所の教職員で共に作成に取り組んだ本プランは、本市における就学前の子どもに育てたい力やその育成のための基本的な方向性を示した。

P1 をご覧いただきたい。今回の改訂版は、前回のプランを継承しつつ、より充実した教育・

保育が展開していけるように幼稚園、保育所、こども園の教頭、副所長、副園長を中心に改訂作業を行った。このプランは、現場の教職員だけではなく、こどもたちを支える方たちにも、ご覧になっていただき、家庭、地域、市、みんなで子どもたちの健やかな育ちを支えることに繋がっていくことを期待している。

P2、3 では、基本的な考え方として、「ひとみ笑顔あふれる子ども」「自分が好き、友達が好き、丸亀が好き」という目指すこどもの姿を示している。これは前回のプランと同様である。

P4 では、重点方針、大切にしたいポイントを示している。基本的には前回のプランと同じだが、平成 29 年の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂があり、その中で示された、幼児期に育みたい質・能力を一体的に育み、創意工夫しながら内容の充実を図ることを示している。②では、前回のプランでは、「小学校との連携」としていたが、今回は、「連携」だけではなく、幼児教育で培われた資質・能力を小学校教育へつなぐ「接続」を入れ、円滑な連携及び接続が図られるように努めることを示した。⑤の保育の質の向上では、組織的に協働して「カリキュラム・マネジメント」に取り組み、それぞれの実情に応じた研修体制の構築と実施に努め、保育の質の向上につなげることを示した。

P20 からは、0 歳児から 5 歳児までの「年齢別共通カリキュラム」を示している。今の乳幼児の具体的な姿から、教頭、副所長、副園長が見直しを行った。

P36・37 では、小学校入学前の 5 歳児における「アプローチカリキュラム」を新たに加えた。このカリキュラムは、教育研究所の幼児教育部会において、平成 30 年 3 月に作成し、令和 4 年の 3 月に改訂したものである。各園の実情に合わせて参考となるものとして示している。

P42 からは、関係機関との連携ということで、子育て支援に関する関係機関の連絡先の最新ものを掲載している。

このプランは、4 月に、公立、私立の幼稚園、保育所、こども園全てと、関係課などに配布する予定である。

特になし

《関係者以外は退席する》

## 9 非公開審議の概要

### 報告第 28 号 専決処分の報告について（情報公開）

《非公開審議のため内容不記載》

10 閉会

午後 2 時 30 分